

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社西脇産業
京都府木津川市加茂町美浪櫓5

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 1 月 29 日 ～ 令和 6 年 2 月 28 日 （ 1 ヶ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社西脇産業は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格（令和4・5年度分）を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかったため、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、令和5年11月24日に京都府から指示処分を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内